

別表六（四の二）の記載の仕方

1 この明細書は、内国法人が法第69条第1項から第3項まで（外国税額の控除）の規定若しくは同条第18項若しくは第19項（これらの規定を同条第23項及び第24項において準用する場合を含みます。以下同じです。）の規定若しくは連結法人が令和2年改正前の法（以下「令和2年旧法」といいます。）第81条の15第1項から第3項まで（連結事業年度における外国税額の控除）の規定の適用を受ける場合又は租税条約において定めるところによりこれらの規定の適用を受ける場合において、当期において納付した次に掲げる外国法人税（法第69条第1項に規定する外国法人税をいいます。以下同じです。）の額及びその外国法人税とみなされたものの額（以下「対象外国法人税額」といいます。）について記載します。

(1) 法第23条の2第1項（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）に規定する外国子会社から受ける法第23条第1項第1号（受取配当等の益金不算入）に掲げる金額（以下「剰余金の配当等の額」といい、法第23条の2第2項（第1号に係る部分に限りまゝ。）の規定の適用を受ける部分の金額に限りまゝ。）に係る外国法人税の額（剰余金の配当等の額を課税標準として課される外国法人税の額に限るものとし、(3)に掲げる外国法人税の額を除きます。）

(2) 内国法人が外国法人から受ける措置法第66条の8第1項若しくは第7項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける剰余金の配当等の額（これらの規定の適用を受ける部分の金額を除きます。）に係る令第142条の2第8項第1号（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）に規定する外国法人税の額又は連結法人が外国法人から受ける令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第68条の92第1項若しくは第8項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける剰余金の

配当等の額（これらの規定の適用を受ける部分の金額を除きます。）に係る令和2年6月改正前の令（以下「令和2年旧令」といいます。）第155条の27第6項第1号（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）に規定する外国法人税の額

(3) 内国法人が外国法人から受ける措置法第66条の8第3項若しくは第9項の規定の適用を受ける剰余金の配当等の額（これらの規定の適用を受ける部分の金額を除きます。）に係る令第142条の2第8項第2号に規定する外国法人税の額又は連結法人が外国法人から受ける令和2年旧措置法第68条の92第3項若しくは第10項の規定の適用を受ける剰余金の配当等の額（これらの規定の適用を受ける部分の金額を除きます。）に係る令和2年旧令第155条の27第6項第2号に規定する外国法人税の額

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「発行済株式等の保有割合4」は、内国法人が外国法人から受ける対象外国法人税額に係る剰余金の配当等の額の令第22条の4第1項（外国子会社の要件等）に規定する支払義務が確定する日（以下「支払義務確定日」といいます。）におけるその内国法人のその外国法人に対する同項各号に掲げる割合（以下「保有割合」といいます。）又は連結法人が外国法人から受ける対象外国法人税額に係る剰余金の配当等の額の支払義務確定日におけるその連結法人のその外国法人に対する保有割合を記載します。

3 「発行済株式等の通算保有割合5」は、通算法人が外国法人から受ける対象外国法人税額に係る剰余金の配当等の額の支払義務確定日におけるその通算法人（他の通算法人を含みます。）のその外国法人に対する保有割合又は連結法人が外国法人から受ける対象外国法人税額に係る剰余金の配当等の額の支払義務確定日におけるその連結法人（その連結法人との間に連結完全支配関係がある連結法人を含みま

す。)のその外国法人に対する保有割合を記載します。

- 4 内国法人(措置法第66条の9の4第1項、第3項、第6項又は第8項《特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受けるものに限ります。)が法第69条第1項から第3項まで、第18項若しくは第19項若しくは連結法人(令和2年旧措置法第68条の93の4第1項、第3項、第7項又は第9項《特殊関係株主等で

ある連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受けるものに限ります。)

が令和2年旧法第81条の15第1項から第3項までの規定の適用を受ける場合又はその内国法人若しくはその連結法人が租税条約において定めるところにより法第69条第1項から第3項まで、第18項若しくは第19項若しくは令和2年旧法第81条の15第1項から第3項までの規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。